（法人の合併又は分割の認可の申請）

第十五条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を経営していないときは、第四条第七項第十号又は第十一号に掲げる書類

四・五　（略）

3　（略）

（相続人による事業継続の認可の申請）

第十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　申請者が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十二号イに掲げる書類

三　（略）

（法人の合併又は分割の認可の申請）

第十五条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を経営していないときは、第四条第七項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五　（略）

3　（略）

（相続人による事業継続の認可の申請）

第十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　申請者が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十一号イに掲げる書類

三　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に港湾運送事業法（次項において「法」という。）第四条の許可を受けている一般港湾運送事業者の事業計画の記載事項については、次項の規定による事業計画の変更の認可の申請に係る処分が行われるまでの間は、なお従前の例による。

2　前項に規定する一般港湾運送事業者は、この省令の施行の日から一年以内に、この省令による改正後の港湾運送事業法施行規則第四条第一項第二号への規定により新たに事業計画に記載すべき事項について、法第十七条第一項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならない。